

議案第34号

港区職員の旅費に関する条例の一部改正について

1 目的

旅費の支給要件等において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすることを目的として、港区職員の旅費に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 扶養親族の範囲

扶養親族移転料に係る扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えます。

(2) 遺族の範囲

旅費の支給対象となる遺族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加えます。

3 施行期日

公布の日

港区職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>八 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>	<p>(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつては、その全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第一で定める地域をいうものとする。

（後略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつてはその全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第一で定める地域をいうものとする。

（後略）